



(財) 財務会計基準機構会員

平成 25 年 4 月 15 日

各位

会社名 株式会社 魚 喜
 代表者名 代表取締役社長 有 吉 喜 文
 (コード 2683 東証第二部)
 問合せ先 取締役執行役員 西 山 武
 電話番号 0 4 6 6 - 4 5 - 9 2 8 2

株式併合及び単元株式数変更並びに定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 5 月 23 日開催予定の第 28 回定時株主総会に、下記のとおり株式併合の実施および単元株式数の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

I. 株式併合

1. 株式併合の目的

全国証券取引所は、すべての上場内国株券の売買単位を 100 株に集約すべく「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、その推進のために平成 26 年 4 月 1 日までに売買単位を 100 株と 1000 株の 2 種類へ集約することを決定しました。

上場企業である当社といたしましては、売買単位集約が投資家を始めとする市場利用者の利便性を向上させることからこの決定を尊重し対応することとし、流動性の向上や投資家の参入しやすいレベルとして望ましいと考えられるとして東京証券取引所が示している投資単位の水準から乖離しないよう、普通株式の併合（5 株を 1 株に併合）および単元株式数の変更（500 株から 100 株に変更）を併せて実施するものです。

なお、本株式併合及び単元株式数変更の実施により、当社株式の投資単位が実施前と実質的に変更するものではありません。

2. 株式併合の概要

(1) 株式併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合比率 5 株を 1 株に併合する。
- ③減少株式数

併合前の発行済株式総数（平成 25 年 2 月 28 日現在）	12,779,280 株
併合により減少する株式数	10,223,424 株
併合後の発行済株式総数	2,555,856 株

（注）「併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

④株式併合の影響

株式併合により発行済株式総数は1/5に減少しますが、純資産等は変動しませんので、1株当たり純資産額は5倍となります。

また、株式併合と同時に、単元株式数を500株から100株に変更することにより株式の売買単位も1/5の100株となりますので、今回の株式併合の前後で、株式を売買する機会や株主の皆様の議決権などには変動は生じません。

なお、単元未満株式を保有される株主の皆様は、単元未満株式の買取りまたは買増しの手続をすることができます。

(2) 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条または第235条に基づき、この売却または買取りを実施し、その代金を端数の生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

また、今回の株式併合により、現在5株未満の株式を保有されている株主の皆様は、その保有機会を失うこととなりますが、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続をご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(3) 株式併合により減少する株主数

【当社の株式構成】 (平成25年2月28日現在)

総株主数および発行済株式総数	株主数 (割合)	発行済株式数 (割合)
総株主	3,679名 (100.00%)	12,779,280株 (100.00%)
5株未満 (1～4株) ご所有株主	35名 (0.95%)	43株 (0.003%)
5株以上ご所有株主	3,644名 (99.05%)	12,779,237株 (99.997%)

(4) 株式併合の条件

平成25年5月23日開催予定の当社第28回定時株主総会において、本株式併合に関する議案および本単元株式数の変更等の定款一部変更議案が承認可決されることを条件といたします。

II. 単元株式数変更

1. 単元株式数変更の理由

今回の株式併合により、株主の皆様様の議決権等の権利や市場での売買の利便性を損なわないように意図したものであり、「I. 1. 株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応であります。

2. 単元株式数変更の内容

普通株式の単元株式数を500株から100株に変更いたします。

3. 単元株式数変更の条件

平成25年5月23日開催予定の当社第28回定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び本単元株式数の変更等の定款一部変更議案が承認可決されることを条件といたします。

III. 定款一部変更

1. 変更の目的

株式併合の実施に伴い、発行可能株主総数及び単元株式数を変更するものです。

2. 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>26,000,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,200,000</u> 株とする。
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>500</u> 株と する。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株と する。
(新設)	附則 第 5 条 (発行可能株式総数) 及び第 7 条 (単 元株式数) の変更は、平成 25 年 9 月 1 日をも って、効力が発生するものとする。なお、本 附則は、当該変更の効力発生日の翌日をもつ てこれを削除する。

3. 定款一部変更の条件

平成 25 年 5 月 23 日開催予定の第 28 回定時株主総会における「株式併合の件」が承認可決されることを条件としております。

IV. 株式併合および単元株式数変更の日程

平成 25 年 4 月 15 日 (月) 取締役会決議日
平成 25 年 5 月 23 日 (木) 定時株主総会決議日 (予定)
平成 25 年 9 月 1 日 (日) 株式併合の効力発生日 (予定)
平成 25 年 9 月 1 日 (日) 単元株式数変更の効力発生日 (予定)
平成 25 年 9 月 1 日 (日) 定款一部変更の効力発生日 (予定)

(ご参考)

上記のとおり、株式併合および単元株式数変更の効力発生日は平成 25 年 9 月 1 日 (日) ですが、株式売買後の振替手続の関係で、実務上、次のように取り扱われますのでご注意ください。

平成 25 年 8 月 27 日 (火) 現在の単元株式数 (500 株) での売買の最終日
平成 25 年 8 月 28 日 (水) 東京証券取引所における当社株式の売買単位が 500 株から 100 株に変更されます。株価に株式併合の効果が反映されます。

以上